

定額減税を補足する給付金（不足額給付）のご案内

以下の3つの支給要件をすべて満たす方は申請が必要です！

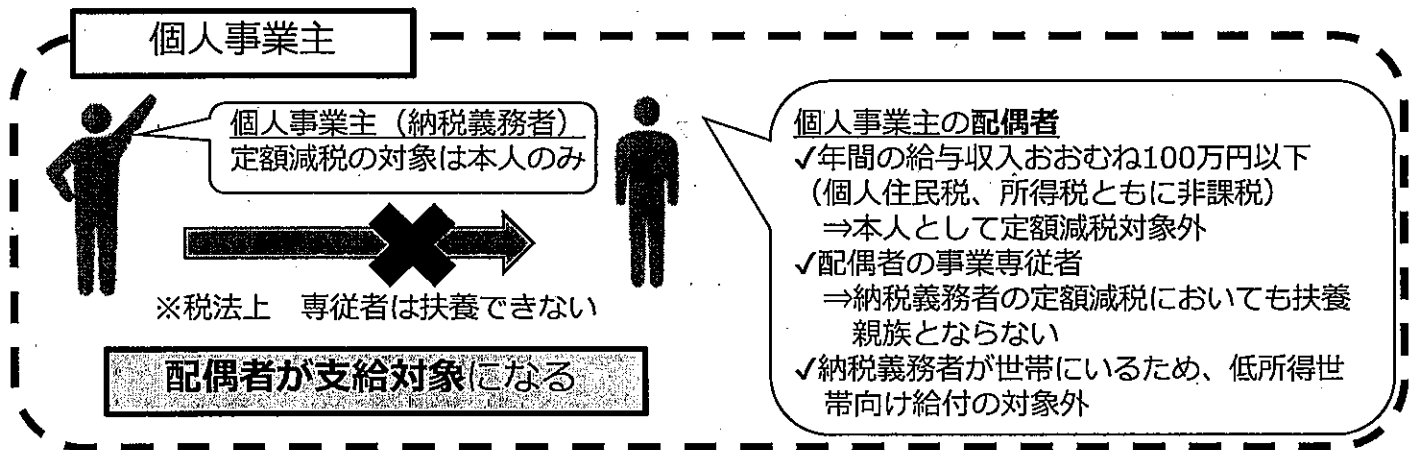
（支給要件）

- 1 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であり本人として定額減税対象外である。
- 2 税制度上、「扶養親族」から外れており、扶養親族等として定額減税対象外である。
- 3 次のいずれかの低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主又は世帯員に該当していない
 - ・令和5年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付（7万円または10万円）
 - ・令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯への給付（10万円）

（支給対象の可能性のある方の例）

- ・上記の支給要件を満たす青色事業専従者、事業専従者（白色）
- ・上記の支給要件を満たす合計所得金額48万円超の方

《例1》 青色事業専従者、事業専従者（白色）



《例2》 合計所得金額が48万円超の方

